

選定支援システム実施細則

(目的)

第1条 この細則は神戸すまいまちづくり公社すまいまちづくり支援人材等活用事業実施要綱(以下「要綱」という。)第2章で定める「選定支援システム」の実施に必要な事項を定め、よって選定支援システムの円滑な運営に資することを目的とする。

(掲載申請の方法)

第2条 要綱第7条第1項の規定による申請をしようとする建築士事務所は、第1号及び第2号の書類を神戸すまいまちづくり公社(以下「公社」という)に提出しなければならない。また、書類提出後は公社から指定されたウェブシステム上に第3号、第4号及び第5号の情報を入力しなければならない。なお、第4号及び第5号については、掲載を希望する名簿の種類に対応した項目にのみ、入力を必要とする。

- (1) 申込書(様式第1の1)
- (2) 誓約書(様式第1の2)
- (3) 事務所所在地など事務所の概要
- (4) 主な完了業務内容など共同住宅における業務実績
- (5) 主な完了業務内容など戸建住宅における業務実績

2 要綱第7条第2項の規定による申請をしようとする建設業者は、第1号及び第2号の書類を公社に提出しなければならない。また、書類提出後は公社から指定されたウェブシステム上に第3号、第4号、第5号及び第6号の情報を入力しなければならない。なお、第4号、第5号及び第6号については、掲載を希望する名簿の種類に対応した項目にのみ、入力を必要とする。

- (1) 申込書(様式第1の1)
- (2) 誓約書(様式第1の2)
- (3) 事務所所在地など事務所の概要
- (4) 主な完了業務内容など共同住宅における業務実績
- (5) 主な完了業務内容など戸建住宅における新築業務実績
- (6) 主な完了業務内容など戸建住宅におけるリフォーム業務実績

(掲載の通知)

第3条 要綱第9条第1項の規定による通知は、別記様式第2の1「選定支援システム掲載通知書」による。

2 要綱第9条第2項の規定による通知は、別記様式第2の2「選定支援システム非掲載通知書」による。

(業務完了の報告)

第4条 要綱第11条第1項の規定による報告をしようとする者は、別記様式第3「業務完了報告書」を公社に提出しなければならない。

(変更の届出及び通知)

第5条 要綱第12条第1項の規定による届け出をしようとする者は、別記様式第4「選定支援システム掲載内容変更届」を公社に提出しなければならない。

2 第3条第1項の規定は、名簿掲載内容変更について準用する。この場合において、「要綱第9条第1項」とあるのは、「第12条第2項」と読み替えるものとする。

(掲載取消の届出、通知及び公表)

第6条 要綱第13条第1項の規定による届け出をしようとする者は、別記様式第5の1の「選定支援シ

システム掲載取消届」を公社に提出しなければならない。

- 2 要綱第13条第4項の規定による通知は、別記様式第5の2の「選定支援システム名簿掲載取消通知書」による。
- 3 要綱第13条第5項の規定による公表は、要綱第13条第3項の規定による掲載の取り消しの決議後1か月以内に、すまいるネットホームページ上に「業者名」、「代表者氏名」を1週間掲載する。

(名簿の公開・非公開)

第7条 要綱第13条第2項第5号に規定するその他とは次の各号に定めるものとする。

- (1) 依頼者等からの業務に対する苦情（選定支援システム利用か否かを問わない）があり、その苦情の内容又は対応・姿勢が、掲載不相当と認められる場合
 - (2) 公社及び神戸市が指名停止措置を講じている場合
 - (3) その他、公社が掲載不相当と認める場合
- 2 前項各号の規定に該当するものは、公社が事実確認を行いその他掲載不相当な事由がない場合、公社の判断により適当な期間をとることで名簿の再公開手続きを取ることができる。

(更新の申請)

第8条 第2条の規定は、名簿掲載の更新について準用する。この場合において、「要綱第7条」とあるのは、「要綱第15条第1項において準用する要綱第7条」と読み替えるものとする。

(更新掲載の通知)

第9条 第3条の規定は、名簿更新掲載の通知について準用する。この場合において、第1項中「要綱第9条第1項」とあるのは、「要綱第15条第1項において準用する要綱第9条第1項」と、第2項中「要綱第9条第2項」とあるのは、「要綱第15条第1項において準用する要綱第9条第2項」と読み替えるものとする。

(団体及び指定確認検査機関の掲載申請の方法)

第10条 要綱第7条第3項及び第4項の規定による申請をしようとする団体及び指定確認検査機関は（以下「団体等」という。）、第1号から第4号の書類を公社に提出しなければならない。

- (1) 申込書（様式第1の1）
- (2) 誓約書（様式第1の2）
- (3) 団体等のパンフレット、規約、会員名簿など団体等の概要を示すもの
- (4) その他、団体等により公社が提出を求めるもの

(団体等の掲載の通知)

第11条 第3条の規定は、団体等掲載の通知について準用する。この場合において、第1項中「要綱第9条第1項」とあるのは、「要綱第21条において準用する要綱第9条第1項」と、第2項中「要綱第9条第2項」とあるのは、要綱第21条において準用する要綱第9条第2項」と、読み替えるものとする。

(団体等掲載変更の届出及び通知)

第12条 第5条の規定は、団体等掲載内容変更について準用する。この場合において、第1項中「要綱第12条第1項」とあるのは、「要綱第21条において準用する要綱第12条第1項」と、第2項中「要綱第9条第1項」とあるのは、「要綱第21条において準用する要綱第12条第2項」と読み替えるものとする。

(団体等掲載取消の届出及び通知)

第13条 第6条の規定は、団体等掲載取消について準用する。この場合において、第1項中「要綱第13条第1項」とあるのは、「要綱第22条第1項」と、第2項中「要綱第13条第4項」とあるのは、「要綱第22条第4

項」と読み替えるものとする。

(自己紹介編)

第14条 市民に提供する自己紹介編の様式及び規模は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、特に定め
ない。

- (1) 立体、音声並びに動画等の、紙面のみではできない表現を用いること
- (2) 第三者の著作権を侵害する表現を用いること
- (3) 保存並びに利用のために、過大な各種容量を要求すること
- (4) その内容を表示するために、新たな設備等を要求すること
- (5) 自己紹介編を介して市民に印刷物等を配布すること

(掲載事務所等の表示)

第15条 市民に掲載事務所等である旨を表示するにあたり、その表現及び内容は、次の各号の一に該当
する場合を除くほか、特に定めない。ただし、公社が定める印刷物を使用する場合を除く。

- (1) 事実と異なる内容及び事実がないあるいは事実か否か明らかでない根拠に基づく内容
- (2) 公社が優良な掲載事務所等であると保証するような表現を用いること
- (3) 市民が工事内容や価格等について誤解を招くような表現を用いること
- (4) 公社が定めるシンボルマーク以外を用いること

(掲載団体の表示)

第16条 第15条の規定は、団体掲載について準用する。この場合において掲載事務所等は、掲載団体に
読み替えるものとする。

(市民向け印刷物)

第17条 要綱第23条の印刷物は、要綱第4条第1項のアドバイスの際に公社が市民に配布するものとす
る。

2 第14条第5号の規定は、要綱第23条の印刷物については、これを適用しない。ただし、当該印刷物に、
事務所等の名称等を付記して、各掲載事務所等の自己紹介編に添付する場合はその限りではない。

附 則

この細則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年2月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年12月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年10月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年3月1日から施行する。